

第47回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大について

平成28年10月から施行された短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大の意義は、被用者で国民年金・国民健康保険に加入している者に対し、厚生年金保険や健康保険による保障を確保し、その社会保障の機能を強化することとされています。

本年10月から従業員数101人～500人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。更に、令和6年10月からは51人～100人の企業で働くパート・アルバイトに新たに社会保険の適用となります。次の要件早見表をご参照いただきながら改正の概要をお示しいたします。但し、任意特定適用事業所の説明は省略させていただきます。



対象	要件	平成28年10月～	令和4年10月改正	令和6年10月改正
事業所	事業所規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	1年以上雇用見込	2箇月超える雇用見込	2箇月超える雇用見込
	適用除外	学生でないこと	変更なし	変更なし

1. 現行の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用（用語※1、2と一定の要件）

平成28年10月から特定適用事業所（※1）で働くパート・アルバイト等の短時間労働者が、一定の要件（※2）を満たすことで健康保険・厚生年金保険の被保険者になります。

（※1）特定適用事業所とは、事業主が同一（※）である一または二以上の適用事業所で、被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時500人を超える事業所

（※2）「事業主が同一」である適用事業所とは、①法人事業所で、法人番号が同一の適用事業所、②個人事業所（人格なき社団等を含む）で、現在の適用事業所

（要件）短時間労働者が被保険者となる一定の要件とは、

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が88,000円以上であること（但し、次の賃金は算入しない）
 - ・臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
 - ・賞与等の1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ・時間外労働に対して支払われる賃金（休日、深夜労働の割増賃金）
 - ・最低賃金から除外される賃金（精勤手当、通勤手当及び家族手当）
- ④ 学生でないこと
 - ・卒業した後も引き続き、当該事業所で勤務することが決まっている者
 - ・休学中や、定期制課程及び通信制課程等に在学する者
 - ・学生であっても適用事業所で勤務し4分の3基準を満たす場合は被保険者

2. 令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

*令和4年10月からの改正

特定適用事業所の要件

- ・被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時100人を超える事業所
- ※従業員数の数え方： 労働者数は現在の厚生年金保険の適用対象者です。

短時間労働者の適用要件

- ・雇用期間が2カ月を超えて見込まれること（通常の被保険者と同じ）

*令和6年10月からの改正

特定適用事業所の要件

- ・被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時50人を超える事業所
- ※短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用要件についての変更はありません。

3. 必要な手続き

- ①新たに被保険者となる短時間労働者の把握
- ②従業員への説明
- ③令和4年10月以降の資格取得届の準備（10月から資格取得の届出が必要）

参考文献： 日本年金機構のホームページ

【参考資料】

日本年金機構「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.files/QA0410.pdf>